一、危険防止ノ設備
一、二円以下ノ者ニ対シテハ傷病ノ場合全額支給
一、争議中ノ日給及争議費全額負担
一、昏勤手当勘定毎ニ一人支給
一、年一回雨傘ヲ支給スルコト
一、雨天ノ節屋外ニ働ク者ニ対シ雨具ノ支給
一、肩当ヽ前掛ヲ支給スルコト

従業員一同

[illegible]木工場主殿

5.7.12
1427

労秘第二二一五號
昭和五年七月十一日

警視總監丸山鶴吉

内務大臣安達謙藏殿
社會局長官吉田茂殿
各廳府縣長官殿
（北海道 京都 大阪 雄鳥門 兵庫 吾知 静岡 福岡）

合資會社潮濱木工所労働争議ニ関スル件（第四報）

要旨

(1) 工場主ニ於テハ最ニ提出セル職工ノ要求書ヲ拒絶シタルモ更ニ九日決議文ヲ提出セルニヨリ工場ヲ解放スル旨ヲ告ケ即日閉鎖セリ

(2) 職工中間木加盟者約三十名ハ執拗ナル要求ヲ為シ工場ノ解放条数ニヨリ争議開本部ヲ設ケ抗争セルモ不参加者二十名アリ統制案シ兼勢揚ラス

(3) 別会未加入者ハ調停者鈴木猶吉ヲ引受ケ他工場ニ周旋スル内約アリ尚ノ目下工場ノ整理ニ従事中ナリ

(1)